

各 位

会 社 名 株式会社 ぱど
代表者名 代表取締役社長 倉橋 泰
(JASDAQ・コード4833)
問合せ先 専務取締役経営統括本部長 石川 雅夫
電話03-6694-9810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月26日開催予定の第26回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 東京都品川区の東京ヘッドクォーターに企画部門・管理部門等の本部機能が集約されたため、現行定款第3条（本店所在地）に定める本店所在地を変更するものであります。
- (2) 当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更及び（単元株式数）第7条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施及び単元制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。）上記の変更に伴い、変更案第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

平成25年6月26日（予定） 第26期定時株主総会開催

同日 定款変更の効力発生

なお、「1. 提案の理由」のうち、（2）に係る変更については、平成25年10月1日を効力発生日とします。

以 上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を<u>神奈川県横浜市中区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(条文省略) 第8条～第37条</p> <p>附則 第6条の変更<u>及び</u>第7条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</p>	<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都品川区</u>に置く。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(現行どおり) 第9条～第38条</p> <p>附則 第6条の変更、<u>第7条及び</u>第8条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</p>